

鳥取市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第21号

鳥取市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(鳥取市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 鳥取市職員退職手当支給条例(昭和22年鳥取市告示第56号)の一部を次のように改正する。

第7条第6項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附則第8項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(鳥取市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年鳥取市条例第52号)の一部を次のように改める。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第3条 鳥取市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年鳥取市条例第32号)の一部を次のように改める。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。